

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」改訂に向けて注意すべき点

平成18年4月
原子力安全・保安院

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(以下「指針」)改訂により、旧指針では「災害の防止上支障がない」という4号要件の審査基準として不合理になったことを意味するものでないことを明示することが必要。

原子力安全委員会が、改訂後も、旧指針が「災害の防止上支障がない」という4号要件の審査基準として不合理になったことを意味するものでない旨明示しない場合は、以下の重大な問題が発生する。

(1) 既設原子炉が、『現在の知見に照らせば、もはや不合理又は合理性の証明できない基準に基づいて安全審査され、設置許可を受けたものである』ことを明確に否定はできない状態が発生する。

(2) (1) の状態になれば、

①既設原子炉の耐震安全性は、現在の知見に照らせば4号要件を満足していないものであるという批判が立地自治体、マスコミ等において厳しくなり、これへの確たる反論ができるない既設原子炉は、事実上運転停止を余儀なくされる。また、国会においては、耐震安全性の証明ができないような既設原子炉の安全審査をしたことについて、行政庁及び原子力安全委員会の見解・責任が厳しく追及されることは必定。

②現在でも既に、耐震安全性の欠如を理由に設置許可取消・無効確認を求める行政訴訟のほか、運転差止めを求める民事訴訟が各地において少なからず提起されているが、指針改訂を機に、ますます多くの民事及び行政訴訟が提起されることが予想され、被告(団又は原子炉設置者)は、少なくともバックチェック等の特段の立証活動なしには敗訴を到底免れない。

③既設原子炉の耐震安全性を、新知見も踏まえて的確に証言できる者は、指針改訂を行う原子力安全委員会の有識者をおいてほかにはないため、実際の訴訟実務においても、同有識者らが、たびたび訴訟において証人として出廷を強いられる事態も容易に発生し得る。という深刻な事態が生じる。

(3) 指針改訂後、既設原子炉の設置者が、バックチェックを行って耐震安全性の証明を結果的に成功させるにしても、実際問題として、バックチェックには相当の期間(場合によっては1年超)を要すので、その間、上記(2)の問題があることには何ら変わりがない。

(4) そもそも、指針の位置づけは、設置許可の安全審査において、その判断の基本となるものであるが、これは、行政庁及び原子力安全委員会が、申請に係る原子炉の基本設計につき、これが災害の防止上支障がないものとして設置されるものであるかどうかを判断するための基本的枠組みを提供するものであれば足るというもの【参考:六ヶ所ウラン加工事業許可無効確認・取消請求訴訟(青森地裁)における国側最終準備書面(二) 14頁】であり、4号要件それ自体ではない(よって、指針改訂と設置許可要件自体の変更とは同値でない)。

また、今回の改訂は、指針の1. はしがきが、「今後さらに新たな知見と経験の蓄積によって、必要に応じて見直される必要がある」としていることに従い、地震学、地震工学等の最新の知見とこれまでの安全審査の経験の蓄積を踏まえて行うものであって、現在の知見に照らすと、従来の指針が4号要件審査の基準として不十分なものになったことを意味するものではないはずである(むしろ、今回の改訂は、より一層の耐震安全性及び信頼性の向上を目指したものであると整理するのが妥当である)。

以上の各点を踏まえると、今回の指針改訂にあたり、指針の策定及び改訂主体であり、かつ、高度な専門的技術的能力を有する原子力安全委員会は、少なくとも『旧指針では「災害の防止上支障がない」という4号要件の審査基準として不合理になったことを意味するものでない』旨を明確にする必要があるのであり、逆にこれをしない限り、上記の実態面及び法律面の大きな問題の解消も一向に圖られないものと考えられる。

(参考)

【伊方最高裁判例（抄）（平成4年10月29日）】

右の原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にした被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであつて、当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に著過し難い過誤、欠陥があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。

(B)

(A)

(C)

【下線部の最高裁高権調査官解説】

原子炉設置許可の段階の安全審査においては、当該原子炉の基本設計につき、その基本設計どおりの原子炉を設置し、将来、これを稼働させた場合に、原子炉事故等の災害防止のための十分な防護措置、安全対策が講じられているかを審査するものである。処分当時の科学的知識によれば、当該基本設計が講じられている事故防止対策で十分安全であると判断された場合であっても、現在の通説的な科学的知識によれば、右事故防止対策は不十分であり、その基本設計どおりの原子炉を設置し、将来、これを稼働させた場合には、重大な事故が起こる可能性が高いというようなときには、当該原子炉の安全性を肯定した設置許可処分は違法であるとして、取り消すべきものであろう。（中略）「現在の科学技術水準に照らし」判断すべきであると判示しているのは、右のような見解によるものであろう。

七言二不鮮明な部分への補足

(A) 現在の科学技術水準に照らし

(B) 具体的審査基準に不合理な点があり

(C) 違法